

明石市財政健全化推進市民会議条例
(設置)

第1条 本市の財政健全化の取組みについて、市民参画のもとに検討するため、明石市財政健全化推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、次に掲げる事項のうち、市長により諮問されたものについて、調査審議する。

- (1) 財政健全化に係る計画等に関すること。
- (2) 事務事業の見直しに関すること。
- (3) 施設配置の適正化に関すること。
- (4) 受益者負担の適正化に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 市民会議は、会長、副会長1人及び委員10人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は学識経験を有する者から、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び関係団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。
ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

（会長及び副会長の職務）

第5条 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 市民会議は、委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 市民会議は、議事を開き、議決を行う場合には、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(招集の特例)
2 この条例の施行の日以後最初に開かれる市民会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。